

令和7（2025）年2月21日

破産者 株式会社トリプルアート
破産管財人 弁護士 鐘ヶ江 洋祐

破産手続に関するQ&A（4）

Q1 Masadora関連のサービス利用者でしたが、同サービスに係る代金債権を届け出たいです。どうすればよいですか。

A1 株式会社トリプルアート破産債権管理システム

(<https://claim.masadora-trustee.com/>)（以下、「本件システム」といいます。）にて債権者アカウントを作成頂き、本件システム上で債権者登録及び債権届出を行ってください。アカウント残高債権や商品代金債権など、複数の債権を持っている場合には、債権種別に応じて債権を登録して、債権を届け出ることができます。

なお、電話やメールでご連絡いただいても、破産管財人は、個別に対応・返信することはできません。

Q2 債権届出はいつまでできますか。

A2 債権届出期間は令和7年3月21日23時59分（日本時間）までですので、同日まで債権届出ができます。本件システム上では、債権届出期間内のみ債権者登録及び債権届出を行うことができます。債権届出期間経過後は、本件システムにおいて、債権者登録、債権届出等ができなくなりますので、ご注意ください。

Q3 本件システム上で登録した債権者情報や届出をした債権を変更することはできますか。

A3 債権届出期間内（令和7年3月21日23時59分（日本時間）まで）であれば、本件システム上で登録した債権者情報や届出をした債権を変更することができます。債権届出期間経過後は、本件システムにおいて、登録した債権者情報や届出をした債権の変更ができなくなりますので、ご注意ください。

Q4 本件システムで債権者登録をしたいのですが、Masadoraで使用していたユーザー名を忘れてしまいました。

A4 ユーザー名を忘れていた場合でも、Masadoraに登録していた電話番号かメールアドレスを登録することで、債権の存在を確認できる可能性がありますので、ユーザー名以外の情報を入力して登録してください。

Q5 債権届出をした場合、届出額からどのように配当額が計算されますか。

A5 まず、債権者が債権の内容及び金額を破産管財人に対して届け出た後、破産管財人は、その内容と破産管財人の保有している情報とを照らし合わせて債権の存否を判断し、債権認否を行います。

そして、債権認否を経て債権の存在が認められた債権者に対しては、確定した債権額に弁済率を乗じた金額を配当として支払います。配当額は、異議無く確定した合計債権額に弁済率を乗じて確定します。

破産管財人は、可能な限り効率的な方法を検討しますが、原則として、配当は海外向けの銀行送金により行われますので、配当額が送金手数料（海外向けの銀行送金を行う場合、数千円程度の手数料がかかる見込みです。）に満たない場合、配当は実施できません。仮に債権の存在が認められたとしても、配当額が送金手数料を下回り、

配当を実施できない可能性があることにつきご注意ください。

例えば、送金手数料が3,000円で、弁済率が5%とした場合、60,000円以上の債権額が認められなければ、配当を受けることはできません。なお、現時点で配当の方法及び時期は未定ですが、それらが確定した場合、本ウェブサイトでご案内する予定です。

Q 6 弁済率はどのように計算されますか。

A 6 一般的には、破産財団から租税や管財人報酬等の破産債権に優先して支払われるべき債権を減じた額を配当原資とし、配当原資を破産管財人により認められて確定した債権の合計額で除した割合が、弁済率となります。

例えば、配当原資が1億円、確定した債権の合計額が20億円の場合、弁済率は5%と計算されます。

現時点では、本件において、最終的に確定する債権額については未定です。もっとも、破産手続開始時の時点で、破産者申立代理人の提出した資料には約5億円弱の負債が記されており、他にも約2億円弱の損害賠償が請求されている裁判が係属中であったことなどから、破産債権者の債権の合計額は、相当程度多額になるものと考えられます。

Q 7 債権の認否結果を知りたい。

A 7 破産管財人が債権を認否した場合には、本件システム上で債権の認否結果を通知いたします。債権の認否結果は本件システムにログインしてご確認ください。

Q 8 破産管財人が認めた債権額について、納得できません。どうすれば良いですか。

A 8 破産管財人による認否結果に不満があり、届出債権額が認められるべきと考える場合、債権調査期日（認否日 2025年5月19日午前11時（日本時間））から1ヶ月以内に、破産裁判所である東京地方裁判所に対して、破産債権査定申立てを行う必要があります。

以上